

酒田市契約規則 様式第9号～第13号 新旧対照表

新	旧
<p>様式第9号(第35条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約約款</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(工程表及び請負代金額内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表(様式第1号)及び請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)(様式第2号)を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(適正な労務費の確保等)</u></p> <p>第3条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和24年法律第100号)第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。</p> <p><u>2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。</u></p> <p><u>(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。</u></p>	<p>様式第9号(第35条関係)</p> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約約款</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(工程表及び請負代金額内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表(様式第1号) _____を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p><u>2 受注者は、発注者が必要と認めるときは、設計図書に基づき請負代金額内訳書(様式第2号)を作成し、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。</p> <p>(1) 前項第1号の支払に関する書面</p> <p>(2) 前項第2号の支払に関する書面</p> <p>5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。</p> <p>第8条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法_____第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第61条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第62条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第61条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第62条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p>	<p>第8条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p>
---	---

第26条 (略)

2~8 (略)

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第61条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第62条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前金払及び中間前金払)

第36条 (略)

2~4 (略)

5 受注者は、請負代金額が増額された場合(増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。)においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下この条及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額以内の前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条及び次条において同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6・7 (略)

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金(中間前払金を除く。)をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、第36条第1項の規定による請求により払出しを受けた前払金の額の100分の25以内の前払金については、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(談合等に係る契約解除)

第26条 (略)

2~8 (略)

9 (新設)

(前金払_____)

第36条 (略)

2~4 (略)

5 受注者は、請負代金額が増額された場合(増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。)においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額_____を差し引いた額に相当する額以内の前払金_____の支払を請求することができる。

この場合においては、第2項の規定を準用する。

6・7 (略)

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(前払金の使用等)

第38条 受注者は、前払金_____をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、第36条第1項の規定による請求により_____前払金の額の100分の25以内の前払金については、現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。

(新設)

<p>第49条の2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書(第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による命令を<u>受けなかった</u>と認められるとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第36条(第42条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条、第49条若しくは第49条の2第1項の規定によるとき又は第56条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条第1項又は第52条若しくは第53条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当する場合において、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した額を請求するものとする。</p> <p>6 第2項の場合(第49条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 第34条第2項(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>第49条の2 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書(第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による命令を<u>受けなかつた</u>と認められるとき。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、第36条(第42条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条及び第43条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条、第49条若しくは第49条の2第1項の規定によるとき又は第56条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条第1項又は第52条若しくは第53条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当する場合において、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額を請求するものとする。</p> <p>6 第2項の場合</p> <hr/> <p>_____において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 第34条第2項(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
--	---

第60条 (略)

2 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

様式第10号(第35条関係)

測量等業務委託契約約款

(前金払)

第32条 (略)

2~5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第47条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第32条(第35条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第40条、第41条、第41条の2又は第49条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を第39条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条(第35条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第35条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第40条、第41条、第41条の2又は第49条第3項の規定による解除にあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセント

第60条 (略)

2 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

様式第10号(第35条関係)

測量等業務委託契約約款

(前金払)

第32条 (略)

2~5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第47条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第32条(第35条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第40条、第41条、第41条の2又は第49条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第35条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を第39条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第32条(第35条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金(第35条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第40条、第41条、第41条の2又は第49条第3項の規定による解除にあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割

<p>の割合で計算した額の利息を付した額を、第 39 条、第 43 条又は第 44 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.0 パーセント</u> の割合で計算した額とする。</p> <p>6 第 2 項の場合 (第 41 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>2 第 30 条第 2 項 (第 35 条において準用する場合を含む。) の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>3.0 パーセント</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 <u>3.0 パーセント</u> の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 <u>3.0 パーセント</u> の割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>様式第 11 号(第 35 条関係)</p> <p>土木設計等業務委託契約約款</p> <p>(前金払)</p>	<p>合で計算した額の利息を付した額を、第 39 条、第 43 条又は第 44 条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 49 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.5 パーセント</u> の割合で計算した額とする。</p> <p>6 第 2 項の場合 _____ において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>2 第 30 条第 2 項 (第 35 条において準用する場合を含む。) の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.5 パーセント</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第 53 条 (略)</p> <p>2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 <u>2.5 パーセント</u> の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 <u>2.5 パーセント</u> の割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>様式第 11 号(第 35 条関係)</p> <p>土木設計等業務委託契約約款</p> <p>(前金払)</p>
--	---

第33条 (略)

2～5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条(第36条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条(第36条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定による解除にあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第39条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～7 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 (略)

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第42条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第33条 (略)

2～5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条(第36条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条(第36条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額(第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定による解除にあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第39条、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3～7 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 (略)

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合 _____において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第51条 (略)

2 第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第54条 (略)

2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

様式第12号(第35条関係)

建設設計等業務委託契約約款

(前金払)

第33条 (略)

2~5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条(第31条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年

(受注者の損害賠償請求等)

第51条 (略)

2 第31条第2項(第36条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第54条 (略)

2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

様式第12号(第35条関係)

建設設計等業務委託契約約款

(前金払)

第33条 (略)

2~5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第33条(第31条の3において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年

3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条（第36条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3・4 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 (略)

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第42条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第51条 (略)

2 第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第54条 (略)

2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条（第36条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第36条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条、第42条、第42条の2又は第50条第3項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第40条、第44条又は第45条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

3・4 (略)

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 (略)

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第2項の場合 _____において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第51条 (略)

2 第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第54条 (略)

2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

様式第13号(第35条関係)

工事監理等業務委託契約約款

(前金払)

第25条の2 (略)

2~5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(発注者の損害賠償請求等)

第38条 (略)

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 第1項の場合(第32条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第39条 (略)

2 第25条第2項(第25条の5第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第41条 (略)

2 (略)

3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

様式第13号(第35条関係)

工事監理等業務委託契約約款

(前金払)

第25条の2 (略)

2~5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(発注者の損害賠償請求等)

第38条 (略)

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 第1項の場合 _____ において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第39条 (略)

2 第25条第2項(第25条の5第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第41条 (略)

2 (略)

3 この契約が解除された場合において、第25条の2（第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、解除が第31条第1項、第32条又は32条の2の規定によるときにあつては、当該前払金の額（第25条の5の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第31条第1項、第32条又は32条の2の規定によるときにあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第43条（略）

2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.0パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

3 この契約が解除された場合において、第25条の2（第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、解除が第31条第1項、第32条又は32条の2の規定によるときにあつては、当該前払金の額（第25条の5の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第31条第1項、第32条又は32条の2の規定によるときにあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第43条（略）

2 受注者がこの契約に基づく賠償金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。